

第 49 回理事会議案書等

公益財団法人

愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会

第 49 回理事会

【議 案】

- | | |
|---------|-------------------|
| 第 1 号議案 | 個人情報取扱規程の一部改正について |
| 第 2 号議案 | 旅費規程の一部改正について |
| 第 3 号議案 | 評議員会の開催について |

【報告事項】

- | | |
|--------|--|
| 報告事項 1 | 第 20 回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）及び
愛知・名古屋 2026 アジアパラ競技大会の競技スケ
ジュールについて |
| 報告事項 2 | アジアパラ競技大会開催都市契約の変更について |
| 報告事項 3 | 競技ピクトグラムの制作について |
| 報告事項 4 | 名誉顧問及び特別顧問の決定について |
| 報告事項 5 | 顧問の決定について |
| 報告事項 6 | 参与の決定について |

第1号議案 個人情報取扱規程の一部改正について

個人情報保護法の改正に伴い、個人情報取扱規程の一部を以下のとおり改正する。

改正後	改正前
(定 義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) (略) <u>(4) 個人関連情報 生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。</u>	(定 義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) (略) <u>(新設)</u>
<u>(5) 保有個人情報</u> この法人の役員又は職員（以下「役職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、この法人の役職員が組織的に利用するものとして、この法人が保有しているものをいう。ただし、文書等（情報公開規程第2条に規定する文書等をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。	<u>(4) 保有個人情報</u> この法人の役員又は職員（以下「役職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、この法人の役職員が組織的に利用するものとして、この法人が保有しているものをいう。ただし、文書等（情報公開規程第2条に規定する文書等をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。
<u>(6) 特定個人情報</u> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。	<u>(5) 特定個人情報</u> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
<u>(7) 保有特定個人情報</u> 特定個人情報であって、保有個人情報に該当するものをいう。	<u>(6) 保有特定個人情報</u> 特定個人情報であって、保有個人情報に該当するものをいう。
<u>(8) 本人</u> 個人情報によって識別される特定の個人をいう。	<u>(7) 本人</u> 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(収集の制限)	(収集の制限)
第3条	第3条
第1項～第4項 (略)	第1項～第4項 (略)
5 この法人は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を収集しないものとする。	5 この法人は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を収集しないものとする。
(1)及び(2) (略)	(1)及び(2) (略)
(3) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、個人情報の保護に関する法律 <u>第57条</u> 第1項各号に掲げる者又は同法 <u>第20条</u> <u>第2項第7号</u> の個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合	(3) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、個人情報の保護に関する法律 <u>第76条</u> 第1項各号に掲げる者又は同法 <u>第17条</u> <u>第2項第5号</u> の個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合
(4) 個人情報の保護に関する法律 <u>第20条</u> <u>第2項第8号</u> に掲げる場合	(4) 個人情報の保護に関する法律 <u>第17条</u> <u>第2項第6号</u> に掲げる場合
第6項～第8項 (略)	第6項～第8項 (略)
9 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。	9 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより <u>この法人</u> の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合	(2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより <u>協会</u> の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
(3) (略)	(3) (略)
(利用及び提供の制限)	(利用及び提供の制限)
第4条 (略)	第4条 (略)
2 この法人は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において本人の同意があり又は本人の同意を得ることが困難であるとき、及び番号利用法第9条第4の規定に基づく場合を除き、番号利用法 <u>第2条</u> <u>第11項</u> に規定する	2 この法人は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において本人の同意があり又は本人の同意を得ることが困難であるとき、及び番号利用法第9条第4項の規定に基づく場合を除き、番号利用法 <u>第2条</u> <u>第10項</u> に規定す

<p>個人番号利用事務又は<u>同条第 12 項</u>に規定する個人番号関係事務を処理するために必要な範囲を超えて、特定個人情報を取り扱わないものとする。</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>(第三者提供にかかる記録の作成等)</u></p> <p>第6条 この法人は、個人情報を第三 者に提供したときは、当該個人 情報を提供した年月日、当該第三 者の氏名又は名称及びそれを特定 できる証憑、並びに提供される個 人情報によって本人が識別される 事項と、個人情報項目に関する記 録を作成する。</p> <p>2 この法人は、前項の記録を 3 年 間保存しなければならない。 (外国にある第三者への提供)</p> <p>第7条 この法人は、外国にある第 三者に個人情報を提供する場合に は、あらかじめ外国にある第三者 への提供を認める旨の本人の同意 を得なければならない。</p> <p>2 前項において、本人の同意を得 る場合、あらかじめ、当該外国にお ける個人情報の保護に関する制 度、当該第三者が講ずる個人情報 の保護のための措置その他当該本 人に参考となるべき情報を当該本 人に提供しなければならない。</p> <p>3 本条第 1 項において、外国にあ る第三者に提供した場合には、当 該第三者による相当措置の継続的 な実施を確保するために必要な措 置を講ずるとともに、本人の求め</p>	<p>る個人番号利用事務又は<u>同条第 11 項</u>に規定する個人番号関係事務を 処理るために必要な範囲を超えて、特定個人情報を取り扱わない ものとする。</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
---	---

に応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

(個人関連情報の第三者への提供)

第8条 第三者が個人関連情報を個人

情報として取得することが想定されるときは、次に掲げる事項について、あらかじめ当該第三者に確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

(1) 当該第三者がこの法人から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人情報として取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。

(2) 外国にある第三者への提供にあっては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。

(適正管理)

第9条

第1項及び第2項 (略)

(削る)

(個人情報を取扱う区域の管理)

第10条 この法人は、取扱う個人情報の重要性や量等を勘案して、個人情報を保存するデータベース等

(新設)

(適正管理)

第6条

第1項及び第2項 (略)

3 この法人は、保有する必要がなくなった個人情報を、確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去するものとする。

(新設)

を取扱うサーバ等の重要な情報システムを管理する区域及びその他の個人情報を取扱う事務を実施する区域を設定するとともに、安全管理措置を講ずる。

(機器及び電子媒体等の盗難等の防止)

第 11 条 この法人は、個人情報及び書類等の盗難又は紛失等を防止するため、適切な管理を講じなければならない。

(電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止)

第 12 条 この法人の役職員は、個人情報が記録された電子媒体又は書類等を持ち出す場合、持ち出す個人情報の重要性や量等を勘案して、必ずパスワードを設定する等の安全な方策を講じなければならない。

(個人情報の削除、機器及び電子媒体等の廃棄)

第 13 条 この法人は、保有する必要がなくなった個人情報を、確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去する。

2 この法人は、個人情報を削除又は個人情報が記録された機器及び電子媒体等を廃棄する際には、復元できない手段で削除し、廃棄する。

3 外部委託先で個人情報を管理している場合は、個人情報の削除又は個人情報が記録された機器及び電子媒体等を廃棄した場合は、委託先から必ず廃棄証明書を入手す

(新設)

(新設)

(新設)

る。

(技術的安全管理措置)

第 14 条 この法人は、個人情報及び

それを取扱う情報システムに対し、個人情報の漏えい等の被害を防止するため、情報によってアクセス権や ID・パスワードを設定したり、外部からの不正アクセスを防止する仕組みを導入する等、技術的な安全管理措置を講じなければならない。

(外的環境の把握)

第 15 条 この法人は、外国において

個人情報を取り扱う場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(役職員の義務)

第 16 条 (略)

(委託に伴う措置)

第 17 条 (略)

(個人情報取扱業務書)

第 18 条 (略)

(開示の申出)

第 19 条 (略)

(開示申出の手続)

第 20 条 (略)

2 前項の場合において、開示申出をする者は、開示申出に係る保有個人情報の本人であること（前条第 2 項の規定による開示申出にあっては、開示申出に係る保有個人情報の本人の代理人であること。第 21 条第 1 項において同じ。）を証明するために必要な書類で会長が定

(新設)

(新設)

(役職員の義務)

第 7 条 (略)

(委託に伴う措置)

第 8 条 (略)

(個人情報取扱業務書)

第 9 条 (略)

(開示の申出)

第 10 条 (略)

(開示申出の手続)

第 11 条 (略)

2 前項の場合において、開示申出をする者は、開示申出に係る保有個人情報の本人であること（前条第 2 項の規定による開示申出にあっては、開示申出に係る保有個人情報の本人の代理人であること。第 18 条第 1 項において同じ。）を証明するために必要な書類で会長が定

<p>めるものを提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>第3項 (略)</p> <p>(開示)</p>	<p>めるものを提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>第3項 (略)</p> <p>(開示)</p>
<p>第21条 会長は、開示申出があつたときは、開示申出に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示申出者に対し、当該保有個人情報を開示するものとする。</p>	<p>第12条 会長は、開示申出があつたときは、開示申出に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示申出者に対し、当該保有個人情報を開示するものとする。</p>
<p>(1) 法令又は条例の定めるところにより、開示申出者（第19条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示申出をした場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第5号、次条第2項並びに第26条第1項において同じ。）に開示することができないと認められる情報</p>	<p>(1) 法令又は条例の定めるところにより、開示申出者（第10条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示申出をした場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第5号、次条第2項並びに第17条第1項において同じ。）に開示することができないと認められる情報</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>(3) 第19条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示申出をした場合において、代理人に開示することにより、当該本人の権利利益を侵害するおそれがある情報</p>	<p>(3) 第10条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示申出をした場合において、代理人に開示することにより、当該本人の権利利益を侵害するおそれがある情報</p>
<p>(4)～(7) (略)</p>	<p>(4)～(7) (略)</p>
<p>(部分開示)</p>	<p>(部分開示)</p>
<p>第22条 (略)</p>	<p>第13条 (略)</p>
<p>(保有個人情報の存否に関する情報)</p>	<p>(保有個人情報の存否に関する情報)</p>
<p>第23条 (略)</p>	<p>第14条 (略)</p>
<p>(開示申出に対する措置)</p>	<p>(開示申出に対する措置)</p>
<p>第24条 (略)</p>	<p>第15条 (略)</p>
<p>(開示通知等の期限)</p>	<p>(開示通知等の期限)</p>
<p>第25条 前条各項の通知（以下「開示通知等」という。）は、開示申出</p>	<p>第16条 前条各項の通知（以下「開示通知等」という。）は、開示申出</p>

<p>があった日から起算して 15 日以内にするものとする。ただし、<u>第 20 条</u>第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p>	<p>があった日から起算して 15 日以内にするものとする。ただし、<u>第 11 条</u>第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p>
<p>第 2 項 (略) (第三者に対する意見書提出の求め等)</p>	<p>第 2 項 (略) (第三者に対する意見書提出の求め等)</p>
<p><u>第 26 条</u> (略)</p> <p>2 会長は、第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該情報が<u>第 21 条</u>第 2 号イ又は第 5 号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、<u>第 24 条</u>第 1 項の通知（以下「開示通知」という。）に先立ち、当該第三者に対し、開示申出に係る当該第三者に関する情報の内容その他会長が定める事項を書面により通知して、意見書の提出を求めるものとする。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p>	<p><u>第 17 条</u> (略)</p> <p>2 会長は、第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該情報が<u>第 12 条</u>第 2 号イ又は第 5 号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、<u>第 15 条</u>第 1 項の通知（以下「開示通知」という。）に先立ち、当該第三者に対し、開示申出に係る当該第三者に関する情報の内容その他会長が定める事項を書面により通知して、意見書の提出を求めるものとする。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p>
<p>第 3 項 (略) (開示の実施)</p>	<p>第 3 項 (略) (開示の実施)</p>
<p><u>第 27 条</u> 会長は、開示通知をしたとき、又は<u>第 20 条</u>第 1 項ただし書の規定により開示申出書の提出を要しない開示申出があったときは、速やかに、開示申出者に対し、当該開示申出に係る保有個人情報を開示するものとする。この場合において、開示申出者は、開示申出に係る保有個人情報の本人であることを証明するために必要な書類で会</p>	<p><u>第 18 条</u> 会長は、開示通知をしたとき、又は<u>第 11 条</u>第 1 項ただし書の規定により開示申出書の提出を要しない開示申出があったときは、速やかに、開示申出者に対し、当該開示申出に係る保有個人情報を開示するものとする。この場合において、開示申出者は、開示申出に係る保有個人情報の本人であることを証明するために必要な書類で会</p>

<p>長が定めるものを提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>2 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画（以下「文書図画」という。）に記録されているときは閲覧又は写しの交付（<u>第20条</u>第1項ただし書に規定する保有個人情報にあっては、文書図画の閲覧に限る。）により、電磁的記録に記録されているときはこれらに準ずる方法としてその種別、情報化の進展状況等を勘案して会長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、会長は、当該保有個人情報が記録されている文書等の保存に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。</p> <p>（費用の負担）</p> <p>第28条 （略） (他の法令による開示の実施との調整)</p> <p>第29条 第19条から前条までの規定は、次の各号に掲げる保有個人情報の区分に応じ、当該各号に定める方法による保有個人情報の開示（保有特定個人情報の開示を除く。）については、適用しない。</p> <p>(1)～(2) （略）</p> <p>(3) 法令又は条例の規定に基づき、<u>第27条</u>第2項本文に規定する方法と同一の方法で開示を受けることができる電磁的記録に</p>	<p>長が定めるものを提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>2 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画（以下「文書図画」という。）に記録されているときは閲覧又は写しの交付（<u>第11条</u>第1項ただし書に規定する保有個人情報にあっては、文書図画の閲覧に限る。）により、電磁的記録に記録されているときはこれらに準ずる方法としてその種別、情報化の進展状況等を勘案して会長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、会長は、当該保有個人情報が記録されている文書等の保存に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。</p> <p>（費用の負担）</p> <p>第19条 （略） (他の法令による開示の実施との調整)</p> <p>第20条 第10条から前条までの規定は、次の各号に掲げる保有個人情報の区分に応じ、当該各号に定める方法による保有個人情報の開示（保有特定個人情報の開示を除く。）については、適用しない。</p> <p>(1)～(2) （略）</p> <p>(3) 法令又は条例の規定に基づき、<u>第18条</u>第2項本文に規定する方法と同一の方法で開示を受けることができる電磁的記録に</p>
--	--

<p>記録されている保有個人情報 当該同一の方法 (訂正申出の手続)</p> <p>第30条 (略) (訂 正)</p> <p>第31条 (略) (訂正申出に対する措置)</p> <p>第32条 (略) (訂正通知等の期限)</p> <p>第33条 前条各項の通知（以下「訂正通知等」という。）は、訂正申出があった日から起算して30日以内にするものとする。ただし、第30条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>第2項 (略) (利用停止の申出)</p> <p>第34条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この規程の定めるところにより、会長に対し、当該各号に定める措置を申し出ることができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令又は条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第3条の規定に違反して収集されたものであるとき、第4条の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保</p>	<p>記録されている保有個人情報 当該同一の方法 (訂正申出の手続)</p> <p>第21条 (略) (訂 正)</p> <p>第22条 (略) (訂正申出に対する措置)</p> <p>第23条 (略) (訂正通知等の期限)</p> <p>第24条 前条各項の通知（以下「訂正通知等」という。）は、訂正申出があった日から起算して30日以内にするものとする。ただし、第22条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>第2項 (略) (利用停止の申出)</p> <p>第25条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この規程の定めるところにより、会長に対し、当該各号に定める措置を申し出ることができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令又は条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第3条の規定に違反して収集されたものであるとき、第4条の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保</p>
---	---

<p>管されているとき、又は番号利用法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第 2 条<u>第 10 項</u>に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) (略)</p>	<p>管されているとき、又は番号利用法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第 2 条<u>第 9 項</u>に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) (略)</p>
<p>第 2 項 (略) (利用停止申出の手続)</p>	<p>第 2 項 (略) (利用停止申出の手續)</p>
<p>第 35 条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、利用停止申出をする者は、利用停止申出に係る保有個人情報の本人であること（前条第 2 項の規定による利用停止申出にあっては、利用停止申出に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を証明するために必要な書類で<u>会長</u>が定めるものを提示し、又は提出しなければならない。</p>	<p>第 26 条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、利用停止申出をする者は、利用停止申出に係る保有個人情報の本人であること（前条第 2 項の規定による利用停止申出にあっては、利用停止申出に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を証明するために必要な書類で<u>理事長</u>が定めるものを提示し、又は提出しなければならない。</p>
<p>第 3 項 (略) (利用停止)</p>	<p>第 3 項 (略) (利用停止)</p>
<p>第 36 条 (略) (利用停止申出に対する措置)</p>	<p>第 27 条 (略) (利用停止申出に対する措置)</p>
<p>第 37 条 (略) (利用停止通知等の期限)</p>	<p>第 28 条 (略) (利用停止通知等の期限)</p>
<p>第 38 条 前条各項の通知（以下「利用停止通知等」という。）は、利用停止申出があった日から起算して 30 日以内にするものとする。ただし、<u>第 35 条</u>第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p>	<p>第 29 条 前条各項の通知（以下「利用停止通知等」という。）は、利用停止申出があった日から起算して 30 日以内にするものとする。ただし、<u>第 27 条</u>第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p>

<p>第2項 (略) (審査の申出)</p> <p>第39条</p> <p>第1項～第3項 (略)</p> <p>4 第26条第3項の規定は、次の各号に該当する通知をする場合に準用する。</p> <p>(1)～(2) (略) (苦情の処理)</p> <p>第40条 (略) (法の遵守)</p> <p>第41条 (略) (改廃)</p> <p>第42条 (略) (委任)</p> <p>第43条 (略)</p>	<p>第2項 (略) (審査の申出)</p> <p>第30条</p> <p>第1項～第3項 (略)</p> <p>4 第17条第3項の規定は、次の各号に該当する通知をする場合に準用する。</p> <p>(1)～(2) (略) (苦情の処理)</p> <p>第31条 (略) (法の遵守)</p> <p>第32条 (略) (改廃)</p> <p>第33条 (略) (委任)</p> <p>第34条 (略)</p>
<p>別表 (略)</p> <p>別紙様式 (第18条関係) (略)</p>	<p>別表 (略)</p> <p>別紙様式 (第9条関係) (略)</p>

第2号議案 旅費規程の一部改正について

旅費規程の一部を以下のとおり改正する。

【旅費規程】

改正後	改正前
(用語の意義) 第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(7) 省略 <u>(8) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴い在勤地に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴い在勤地に旅行することをいう。</u> <u>(9) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその家族又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。</u>	(用語の意義) 第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(7) 省略 <u>(新設)</u>
(旅費の支給) 第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該者に対し旅費を支給する。 2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。 (1) 職員が出張又は赴任のため内国旅行中に退職となつた場合（当該退職に伴う旅行を必要としない場合を除	(旅費の支給) 第3条 職員等が出張した場合には、当該者に対し当該出張に係る旅費を支給する。 2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。 (1) 職員が出張のため内国旅行中に退職となつた場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該

改正後	改正前
<p>く。) には、当該職員</p> <p>(2) 職員が出張<u>又は赴任</u>のため内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族</p> <p>(3) 及び(4) 省略</p> <p><u>(5) 職員が退職した場合において、当該職員がその退職の日の翌日から1月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該職員。ただし、この法人に新たに採用される前の居住地に帰住する場合に限る。</u></p> <p><u>(6) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族。ただし、この法人に新たに採用される前の居住地に帰住する場合に限る。</u></p>	<p>職員</p> <p>(2) 職員が出張のため内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族</p> <p>(3) 及び(4) 省略</p> <p><u>(新設)</u></p>
3～8 省略	3～8 省略
(旅行命令等)	(旅行命令等)
<p>第4条 次の各号に掲げる旅行は、<u>当該各号に掲げる区分により</u>、任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」とする。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」とする。）によって行う。</p> <p>(1) <u>前条第1項の規定に該当する旅行</u> 旅行命令</p> <p>(2) <u>前条第4項の規定に該当する旅行</u> 旅行依頼</p>	<p>第4条 旅行は、任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」とする。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」とする。）によって行う。</p> <p>(1) <u>職員が出張する場合</u> 旅行命令</p> <p>(2) <u>職員以外の者が、この法人の依頼により旅行をする</u></p>

改正後	改正前
2～4 省略 <u>5 前項の規定にかかわらず、旅行命令権者が、旅費の支給がされない旅行命令等を発し、又はその変更をする場合は、口頭によりこれを行うことができる。</u>	<u>場合 旅行依頼</u> 2～4 省略 <u>(新設)</u>
<u>(帰住者の旅費)</u> <u>第 21 条の 2 第 3 条第 2 項第 5 号の規定により支給する旅費は、赴任の例に準じて計算した居住地から帰住地までの前職務相当の旅費とする。</u>	<u>(新設)</u>
<u>2 前項の場合において、退職となつた職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。</u>	
<u>(遺族の旅費)</u> 第 22 条 第 3 条第 2 項第 2 号又は <u>第 6 号</u> の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて別に定めるものとする。	<u>(遺族の旅費)</u> 第 22 条 第 3 条第 2 項第 2 号又は <u>第 4 号</u> の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて別に定めるものとする。
<u>(旅費の支給額の上限)</u> 第 25 条 1 省略 2 宿泊費、包括宿泊費、旅行雑費及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各費用について第 7 条、第 14 条、第 15	<u>(旅費の支給額の上限)</u> 第 25 条 1 省略 2 宿泊費、包括宿泊費、旅行雑費、 <u>転居費</u> 及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各費用について第 7 条、第

改正後	改正前
<p>条、第 17 条及び第 19 条第 1 項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用のいずれか少ない額を合計した額とする。</p>	<p>14 条、第 15 条、<u>第 17 条、第 18 条</u>及び第 19 条第 1 項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用のいずれか少ない額を合計した額とする。</p>
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和 7 年 1 月 2 日から施行し、改正後の公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会旅費規程第 2 条第 8 号及び第 9 号、第 3 条第 1 項、第 2 項第 1 号、第 2 号、第 5 号及び第 6 号、第 4 条第 1 項、第 21 条の 2、第 22 条並び第 25 条第 2 項の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

第3号議案 評議員会の開催について

第31回評議員会を、以下の開催方法及び議題により開催する。

第31回評議員会

(1) 開催方法

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条及び定款第22条第1項の規定（決議の省略等）に基づき、書面により評議員会を執り行う。

(2) 議題

第1号議案 定款の一部改正について

参与に会長特別補佐を設置するため、定款の一部を以下のとおり改正する。

改正後	改正前
<p>第44条 第1～2項（略）</p> <p><u>3 会長は、参与の中から、公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本パラスポーツ協会及び中央競技団体等と事務局との意思疎通を円滑化するため、会長特別補佐を指名することができる。</u></p> <p><u>4 参与の選任及び解任、並びに会長特別補佐の指名</u>は、会長が決定し、理事会において報告する。</p> <p><u>5 参与には、報酬等を支給しない。ただし、参与には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この定款は、令和7年12月17日から施行する。</u></p>	<p>第44条 第1～2項（略）</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>3 参与の選任及び解任は、会長が決定し、理事会において報告する。</u></p> <p><u>4 参与には、報酬等を支給しない。ただし、参与には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

第2号議案 理事の選任について

以下の者を理事として選任する。

(新任者)

氏名	所属名
高崎 裕樹	名古屋商工会議所副会頭

(参考：前任者)

氏名	所属名
内藤 弘康	名古屋商工会議所副会頭

第3号議案 理事の選任について

以下の者を理事として選任する。

(新任者)

氏名	所属名
三阪 洋行	公益財団法人日本パラスポーツ協会 日本パラリンピック委員会委員長

(参考：前任者)

氏名	所属名
河合 純一	公益財団法人日本パラスポーツ協会理事 (日本パラリンピック委員会委員長)

第4号議案 理事の選任について

以下の者を理事として選任する。

(新任者)

氏名	所属名
永田 起也	愛知県市議会議長会会長 (知立市議会 議長)

(参考：前任者)

氏名	所属名
山崎 りょうじ (山崎 亮璽)	愛知県市議会議長会会長 (知立市議会 議長)

報告事項 1 第 20 回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）及び
愛知・名古屋 2026 アジアパラ競技大会の競技スケジュール
について

第 20 回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）及び愛知・名古屋 2026 アジアパラ競技大会の競技スケジュールを OCA 及び APC に提出するため、以下のとおり報告する。

資料 1－1 アジア競技大会デイリースケジュール

資料 1－2 ハセッションスケジュール

資料 2－1 アジアパラ競技大会デイリースケジュール

資料 2－2 ハセッションスケジュール

※なお、一部の競技・種別については、現在も競技団体等と協議を継続中であり、調整が完了した際は、理事会にあらためて報告する。

Daily Schedule for the 20th Asian Games (as of December 4, 2025)

*Subject to change due to coordination with stakeholders

Competition Day
Gold Medal Match

OC Opening Ceremony
CC Closing Ceremony

Competition Venue		Sport/Discipline	Sep												OC Sat 0	Oct												CC 4 Sun +15	Gold Medals
			10 Thu -9	11 Fri -8	12 Sat -7	13 Sun -6	14 Mon -5	15 Tue -4	16 Wed -3	17 Thu -2	18 Fri -1	19 Sat +1	20 Sun +2	21 Mon +3	22 Tue +4	23 Wed +5	24 Thu +6	25 Fri +7	26 Sat +8	27 Sun +9	28 Mon +10	29 Tue +11	30 Wed +12	1 Thu +13	2 Fri +14	3 Sat +15			
			Thu -9	Fri -8	Sat -7	Sun -6	Mon -5	Tue -4	Wed -3	Thu -2	Fri -1	Sat +1	Sun +2	Mon +3	Tue +4	Wed +5	Thu +6	Fri +7	Sat +8	Sun +9	Mon +10	Tue +11	Wed +12	Thu +13	Fri +14	Sat +15			
AICHI																													
Kasugai City Gymnasium	Handball																												0
ENTRIO																													2
Aichi International Arena	Judo																												15
Tokai Citizen Gymnasium	Kabaddi																												2
Toyohashi Gymnasium	Karate - Kata																												4
	Karate - Kumite																												11
Anjo Sports Park	Modern Pentathlon																												4
Nagaragawa International Regatta Course	Rowing																												14
Nagoya City Mizuho Park Rugby Field	Rugby Sevens																												2
Kaiyoh Yacht Harbor	Sailing																												14
Nagoya City Mizuho Park Gymnasium	Sepaktakraw																												6
Aichi Prefectural General Shooting Gallery	Shooting - Rifle																												9
	Shooting - Pistol																												9
	Shooting - Shot Gun																												10
Aichi Sky Expo	Skateboarding																												4
Nagoya International Exhibition Hall [Portmesse Nagoya]	Sport Climbing																												6
Nagoya Kinjo-Futo Arena	Squash																												5
Pacific Long Beach (Tahara, Aichi, Japan)	Surfing																												2
SKY HALL TOYOTA	Table Tennis																												7
Toyohashi Gymnasium	Taekwondo - Kyorugi																												8
	Taekwondo - Poomsae																												2
Nagoya City Higashiyama Park Tennis Center	Tennis - Tennis																												5
Nagoya City Higashiyama Park Tennis Center	Tennis - Soft Tennis																												5
Gamagori City Triathlon Venue	Triathlon																												3
Okazaki Chuo Sogo Park Gymnasium	Volleyball - Volleyball																												1
Park Arena Komaki	Volleyball - Beach Volleyball																												1
Hekinan Ryokuchi Beach Court	Volleyball - Beach Volleyball																												2
Nagoya City Trade and Industry Center	Weightlifting																												16
Nagoya City Inae Sports Center	Wrestling - Freestyle																												12
	Wrestling - Greco-Roman																												6
Aichi Prefectural Martial Arts Hall	Wushu - Taolu																												8
	Wushu - Sanda																												7

*Subject to change due to coordination with stakeholders.

Competition Day
Gold Medal Match day

16	10	8	22	20	10	7	9	8	7	19	15	25	24	2	202		
76					41					85					109		
93																	

Daily Schedule for the 20th Asian Games (as of December 4, 2025)

of December 4, 2025)

*Subject to change due to coordination with stakeholders.

Competition Day
Gold Medal Match day

OC Opening Ceremony
CC Closing Ceremony

Session Schedule for the 20th Asian Games (as of December 4, 2025)

*Subject to change due to coordination with stakeholders.

< Legend >	W	Women's event	QF	Quater Final		Competition day
	M	Men's event	SF	Semi Final		Gold medal event day
	X	Mixed event	F	Final	OC CC	Opening Ceremony Closing Ceremony

Session Schedule for the 20th Asian Games (as of December 4, 2025)

Competition Venue	Sport/Discipline	Sep	10	11	12	13	14	15	16	17	18	OC Sat 0	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	Oct			
		Thu	Fri	Sat	Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	CC 4 Sun +15			
AICHI												M	M/W	W	W		M	M										
Kasugai City Gymnasium	Handball											13:30-15:00	10:00-11:30	11:00-12:30	11:00-12:30		11:00-12:30	13:30-15:00										
ENTRIO												16:00-17:30	12:30-14:00	13:30-15:00	13:30-15:00		13:30-15:00	16:00-17:30										
Aichi International Arena	Judo											18:30-20:00	15:00-16:30	16:00-17:30	16:00-17:30		16:00-17:30	18:30-20:00										
Tokai Citizen Gymnasium	Kabaddi											17:30-19:00	18:30-20:00	18:30-20:00	18:30-20:00		18:30-20:00											
Toyohashi Gymnasium	Karate - Kata Karate - Kumite											20:00-21:30																
Anjo Sports Park	Modern Pentathlon											W/M	W/SF	M/SF		M/W/SF	M	M/SF/W/F		M/F								
Nagaragawa International Regatta Course	Rowing											13:30-15:00	10:00-11:30	13:30-15:00	13:30-15:00		11:00-12:30	13:30-15:00	12:00-13:30		17:00-18:30							
Nagoya City Mizuho Park Rugby Field	Rugby Sevens											16:00-17:30	12:30-14:00	16:00-17:30	16:00-17:30		13:30-15:00	16:00-17:30	14:30-16:00		19:30-21:00							
Kaiyoh Yacht Harbor	Sailing											18:30-20:00	15:00-16:30	18:30-20:00	18:30-20:00		16:00-17:30	18:30-20:00	17:00-18:30		19:30-21:00							
Nagoya City Mizuho Park Gymnasium	Sepaktakraw											20:00-21:30																
Aichi Prefectural General Shooting Gallery	Shooting - Rifle Shooting - Pistol Shooting - Shot Gun											W/M	W/M	W/M	W/M	W/M	W/M/F	W/M/F	W/M	W/M/F	W/M/F	W/M/F	W/M/F	W/M/F	W/M/F	W/M/F		
Aichi Sky Expo	Skateboarding											10:00-12:30																
Nagoya International Exhibition Hall [Portmesse Nagoya]	Sport Climbing											14:30-17:00																
Nagoya Kinjo-Futo Arena	Squash											09:00-15:00	09:00-15:00	09:00-15:00	09:00-12:00	09:00-12:00	W/M/F	W/M/F										
Long Beach (Tahara, Aichi, Japan)	Surfing											14:30-17:00																
SKY HALL TOYOTA	Table Tennis											10:00-13:00	10:00-11:30	15:00-16:30	15:00-16:30													
Toyohashi Gymnasium	Taekwondo - Kyorugi Taekwondo - Poomsae											09:00-16:00	09:00-13:00	09:00-16:00	09:00-15:00		W/M	W/M/F	W/M/F									
Nagoya City Higashiyama Park Tennis Center	Tennis - Tennis Tennis - Soft Tennis											9:00-19:00																
Gamagori City Triathlon Venue	Triathlon											W/M/QF																
Okazaki Chuo Sogo Park Gymnasium	Volleyball - Volleyball											10:00-12:00	10:00-12:00	10:00-12:00	10:00-12:00		10:00-12:00	10:00-12:00	10:00-12:00		10:00-12:00	10:00-12:00	10:00-12:00	10:00-12:00	10:00-12:00	10:00-12:00		
Park Arena Komaki												13:00-15:00	13:00-15:00	13:00-15:00	13:00-15:00		13:00-15:00	13:00-15:00	13:00-15:00		13:00-15:00	13:00-15:00	13:00-15:00	13:00-15:00	13:00-15:00	13:00-15:00		
Hekinan Ryokuchi Beach Court	Volleyball - Beach Volleyball											16:00-18:00	16:00-18:00	16:00-18:00	16:00-18:00		16:00-18:00	16:00-18:00	16:00-18:00		16:00-18:00	16:00-18:00	16:00-18:00	16:00-18:00	16:00-18:00	16:00-18:00		
Nagoya City Trade and Industry Center	Weightlifting											19:00-21:00	19:00-21:00	19:00-21:00	19:00-21:00		19:00-21:00	19:00-21:00	19:00-21:00		19:00-21:00	19:00-21:00	19:00-21:00	19:00-21:00	19:00-21:00	19:00-21:00		
Nagoya City Inae Sports Center	Wrestling - Freestyle Wrestling - Greco-Roman											09:00-20:15	9:00-19:00	9:00-17:00	9:00-17:30		W/M/SF	X/QF/SF/F	W/M/QF/SF/F	W/M/QF/SF/F								
Aichi Prefectural Martial Arts Hall	Wushu - Taolu Wushu - Sanda											08:30-12:20	09:30-11:30															
												W	W	W		M	M	M		M/QF	M/SF	W/F						
												10:00-12:00	10:00-12:00	10:00-12:00	10:00-12:00		10:00-12:00	10:00-12:00	10:00-12:00		10:00-12:00	10:00-12:00	10:00-12:00	10:00-12:00	10:00-12:00	10:00-12:00		
												13:00-15:00	13:00-15:00	13:00-15:00	13:00-15:00		13:00-15:00	13:00-15:00	13:00-15:00		13:00-15:00	13:00-15:00	13:00-15:00	13:00-15:00	13:00-15:00	13:00-15:00		
												16:00-18:00	16:00-18:00	16:00-18:00	16:00-18:00		16:00-18:00	16:00-18:00	16:00-18:00		16:00-18:00	16:00-18:00	16:00-18:00	16:00-18:00	16:00-18:00	16:00-18:00		
												19:00-21:00	19:00-21:00	19:00-21:00	19:00-21:00		19:00-21:00	19:00-21:00	19:00-21:00		19:00-21:00	19:00-21:00	19:00-21:00	19:00-21:00	19:00-21:00	19:00-21:00		
												W/QF	W/SF	W/F														
												10:00-12:00	10:00-12:00	10:00-12:00	10:00-12:00		10:00-12:00	10:00-12:00	10:00-12:00		10:00-12:00	10:00-12:00	10:00-12:00	10:00-12:00	10:00-12:00	10:00-12:00		
												13:00-15:00	13:00-15:00	13:00-15:00	13:00-15:00		13:00-15:00	13:00-15:00	13:00-15:00		13:00-15:00	13:00-15:00	13:00-15:00	13:00-15:00	13:00-15:00	13:00-15:00		
												16:00-18:00	16:00-18:00	16:00-18:00	16:00-18:00		16:00-18:00	16:00-18:00	16:00-18:00		16:00-18:00	16:00-18:00	16:00-18:00	16:00-18:00	16:00-18:00	16:00-18:00		
												19:00-21:00	19:00-21:00	19:00-21:00	19:00-21:00		19:00-21:00	19:00-21:00	19:00-21:00		19:00-21:00	19:00-21:00	19:00-21:00	19:00-21:00	19:00-21:00	19:00-21:00		
												W/QF	W/SF	W/F														
												10:00-12:00	10:00-12:00	10:00-12:00	10:00-12:00		10:00-12:00	10:00-12:00	10:00-12:00		10:00-12:00	10:00-12:00	10:00-12:00	10:00-12:00	10:00-12:00	10:00-12:00		
												13:00-16:00	13:00-16:00	13:00-16:00	13:00-16:00		13:00-16:00	13:00-16:00	13:00-16:00		13:00-16:00	13:00-16:00	13:00-16:00	13:00-16:00	13:00-16:00	13:00-16:00		
												10:00-12:00	10:00-12:00	10:00-12:00	10:00-12:00		10:00-12:00	10:00-12:00	10:00-12:00		10:00-12:00	10:00-12:00	10:00-12:00	10:00-12:00	10:00-12:00	10:00-12:00		
												13:00-16:00	13:00-16:00	13:00-16:00	13:00-16:00		13:00-16:00	13:00-16:00	13:00-16:00		13:00-16:00	13:00-16:00	13:00-16:00	13:00-16:00	13:00-16:00	13:00-16:00		
												10:00-12:00	10:00-12:00	10:00-12:00	10:00-12:00		10:00-12:00	10:00-12:00	10:00-12:00		10:00-12:00	10:00-12:0						

*Subject to change due to coordination with stakeholders.

< Legend >	W	Women's event	QF	Quater Final		Competition day
	M	Men's event	SF	Semi Final		Gold medal event day
	X	Mixed event	F	Final	OC CC	Opening Ceremony Closing Ceremony

Competition Venue		Sport/Discipline	Sep 10 Thu -9	11 Fri -8	12 Sat -7	13 Sun -6	14 Mon -5	15 Tue -4	16 Wed -3	17 Thu -2	18 Fri -1	OC 19 Sat 0	20 Sun +1	21 Mon +2	22 Tue +3	23 Wed +4	24 Thu +5	25 Fri +6	26 Sat +7	27 Sun +8	28 Mon +9	29 Tue +10	30 Wed +11	Oct 1 Thu +12	2 Fri +13	3 Sat +14	CC 4 Sun +15		
TOKYO	Aquatics - Swimming												W/M/F	W/M/F	W/M/F	W/M/X/F	W/M/F	W/M/F											
Tokyo Aquatics Centre	Aquatics - Diving												10:00 17:00	10:00 17:00	10:00 17:00	10:00 17:00	10:00 17:00	10:00 17:00	W/M/F	W/M/F	W/M/F	W/M/F	W/M/F						
Equestrian Park	Equestrian - Dressage												O	O	O														
	Equestrian - Eventing												09:30-13:15	09:30-14:30	10:45-12:55														
SHIZUOKA	"ToBIO" Furuhashi Hironoshin Memorial Hamamatsu Swimming Center	Aquatics - Artistic Swimming																	W/X	W/X/F	X/F								
Izu Velodrome	Cycling - Track												11:00-12:30 17:00-18:30	11:00-13:00 17:00-18:30	11:00-13:30 17:00-18:30														
GIFU	Hockey												W	M	W	M	W	M	W	M	W	M	W	SF	M/SF	W/F	M/F		
Gifu Prefectural Green Stadium													09:00-10:30 11:00-12:30 13:00-14:30 15:00-16:30 17:00-18:30 19:00-20:30	10:00-11:45 13:30-14:15 16:00-17:45 18:30-20:15 20:15-20:45	10:00-11:45 13:30-14:15 16:00-17:45 18:30-20:15 20:15-20:45	10:00-11:45 13:30-14:15 16:00-17:45 18:30-20:15 20:15-20:45	10:00-11:45 13:30-14:15 16:00-17:45 18:30-20:15 20:15-20:45												
FOOTBALL CITIES													M		M		M		M/QF								M/F		
TOYOTA STADIUM													16:00 19:30		16:00 19:30		14:30 19:30		15:00 19:30								15:00 19:30		
Nagoya City Minato Soccer Field													W 15:30 19:00	M 15:30 19:00	W 15:30 19:00	M 15:30 19:00		M 14:00 19:00											
Wave Stadium Kariya																	M 14:00 19:00	W 14:00 19:00	M 14:00 19:00										
Nagoya City Mizuho Park Rugby Field	Football												M 14:30 19:30		M 14:30 19:30			M 14:00 19:00		M/QF 14:00 19:00									
Gifu Nagaragawa Stadium													W 14:00 19:00		W 14:00 19:00			W 14:00 19:00											
Shizuoka Stadium Ecopa													W 16:00 19:30		W 16:00 19:30			W 16:00 19:30		W/QF 15:00 19:30		WSF 15:00 19:30					W/F 15:00 19:30		
Nagai Stadium													W 16:00 19:30		W 16:00 19:30			W 16:00 19:30		W/QF 15:00 19:30		M/SF 15:00 19:30							

*Subject to change due to coordination with stakeholders.

< Legend >

W Women's event
M Men's event
X Mixed event

QF Quater Final
SF Semi Final
F Final

Competition day
Gold medal event day
Opening Ceremony
Closing Ceremony

OC

CC

Daily Schedule for Aichi-Nagoya 2026 Asian Para Games (as of December 4, 2025)

No		Oct 11	12	13	14	15	16	17	OC 18	19	20	21	22	23	CC 24	25	26	Gold Medals
		Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat	Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat	Sun	Mon	
		-7	-6	-5	-4	-3	-2	-1	0	+1	+2	+3	+4	+5	+6	+7	+8	
1	Para Archery																	15
2	Para Athletics																	(TBA)
3	Para Badminton																	22
4	Boccia																	11
5	Para Cycling - Track																	14
6	Para Cycling - Road																	20
7	Blind Football																	1
8	Goalball																	2
9	Para Judo																	16
10	Para Powerlifting																	23
11	Shooting Para Sport																	13
12	Sitting Volleyball																	2
13	Para Swimming																	130
14	Para Table Tennis																	37
15	Para Taekwondo																	10
16	Wheelchair Basketball																	2
17	Para Fencing																	21
18	Wheelchair Rugby																	1
19	Wheelchair Tennis																	6

*Subject to change due to coordination with stakeholders

Competition Day

Gold Medal Match day

OC Opening Ceremony

CC Closing Ceremony

27	49	38	33	58	11												346
114						102											

No	Competition Venue	Sport/Discipline	Oct							OC								CC				
			11	12	13	14	15	16	17		19	20	21	22	23	24	25	26				
			Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat		Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat	Sun				
			-7	-6	-5	-4	-3	-2	-1	0	+1	+2	+3	+4	+5	+6	+7	+8				
1	Okazaki Chuo Sogo Park Multipurpose Square	Para Archery									M/W	M/W	M/W/X/F	M/W/X/F	M/W/X/F	M/W/F						
											08:00-12:00	08:30-11:05	09:00-11:40	09:00-13:50	09:00-11:40	09:00-10:08						
											12:45-16:45	12:35-16:40	12:40-17:05	14:50-17:10	12:50-15:00							
2	Nagoya City Mizuho Park Athletic Stadium	Para Athletics									TO BE ANNOUNCED SOON											
3	Ichinomiya City Municipal Gymnasium	Para Badminton									W/M/X	W/M/X	W/M/X	W/M/X/SF	W/M/X/F							
											09:00-20:00	09:00-20:00	09:00-20:00	09:00-20:00	09:00-20:00							
4	Nagoya City General Gymnasium [Rainbow Hall]	Boccia									W/M	W/M/QF	W/M/SF/F	X	X/SF	X/F						
											09:30-14:05	09:30-14:05	09:30-13:00	09:30-13:50	09:30-13:50	09:30-15:05						
											15:35-20:10	15:35-20:10	14:30-19:50	15:20-19:40	15:20-18:30							
5	Izu Velodrome	Para Cycling - Track									W/M/F	W/M/F										
											10:00-13:00	10:00-12:00										
											14:30-18:30	13:30-17:30										
6	Cycle Sports Center 5km Circuit Course	Para Cycling - Road												W/M/F	W/M/F	W/M/F						
													09:00-12:15	09:00-11:35	09:00-11:35							
													12:30-16:45	12:00-16:55	12:00-16:55							
7	Nagoya City Tsuruma Park Multipurpose Sports Field [Terraspo Tsuruma]	Blind Football									M	M				M/F						
											10:00	10:00				13:00						
											12:30	12:30	12:30			15:30						
8	Toyohashi Gymnasium	Goalball									W/M											
											9:00-17:00											
9	Aichi Prefectural Martial Arts Hall	Para Judo											W/M	W/M	W/M	W/M	W/M/F					
												9:00-19:40	9:00-19:40	9:00-19:40	9:00-14:50	9:00-14:50						
													W/M/SF/F	W/M/SF/F	W/M/SF/F							
													10:00-13:00	10:00-13:00	10:00-13:00							
													16:00-18:00	16:00-18:00	16:00-18:00							
10	Nagoya City Trade and Industry Center	Para Powerlifting											W/M/F	W/M/F	W/M/F	W/M/F	W/M/F	X/F				
													10:15-13:15	10:15-13:15	10:15-13:15	10:15-13:15	10:15-12:45	10:15-12:45				
11	Aichi Prefectural General Shooting Gallery	Shooting Para Sport											14:45-19:15	14:45-19:15	14:45-19:15	14:45-19:15	14:15-16:45					
													W/M/X	W/M/X	X	W/M/X	W/M/F					
													10:00-17:10	10:00-18:50		10:00-17:40	9:45-20:00	10:00-13:00				
12	Okazaki Chuo Sogo Park Gymnasium	Sitting Volleyball											W/M	W/M	W/M	W/M/SF	W/M/F					
													10:00-18:30	10:00-18:30	10:00-18:30	09:00-21:15	10:30-20:30					
13	Nagoya City General Gymnasium [Rainbow Pool]	Para Swimming											TO BE ANNOUNCED SOON									
14	SKY HALL TOYOTA	Para Table Tennis											W/M	W/M/F	W/M/X	QF/SF/F	F					
													09:30-14:00	09:30-13:15	09:30-14:00	09:30-12:30	09:30-11:45					
													15:00-20:15	15:00-19:15	15:00-20:15	15:00-19:30						
15	Nagoya City Mizuho Park Gymnasium	Para Taekwondo											W/M/QF/SF/F	W/M/QF/SF/F	W/M/QF/SF/F							
													09:00-13:00	09:00-14:10	09:00-13:00							
													15:00-19:00	16:00-21:15	15:00-19:00							
16	Aichi International Arena	Wheelchair Basketball											W/M	W/M/QF	W/M/SF	W/M/F	W/M/F					
													9:30-21:45	9:30-21:45	9:30-21:45	10:00-16:30	10:00-11:45					
17	Nagoya City Inae Sports Center	Para Fencing																				
													09:00-20:25	09:00-20:50	09:00-21:20	09:00-21:40	09:00-18:30	09:00-20:00				
18	Wing Arena Kariya	Wheelchair Rugby												X	X	X	X/F					
													10:00-18:30	10:00-18:30	10:00-18:30	10:00-18:30	10:00-17:15					
19	Nagoya City Higashiyama Park Tennis Center	Wheelchair Tennis											W/M/X	W/M/X/QF	W/M/X/QF/SF	W/M/X/SF/F	W/M/X/F					
													11:00	11:00	11:00	11:00	11:00					

*Subject to change due to coordination with stakeholders.

W Women
M Men
X Mixed
O Open
QF Quarter Final
SF Semi Final
F Final

OC Opening Ceremony
CC Closing Ceremony
Comepetition Day
Gold Medal Event day

報告事項 2 アジアパラ競技大会開催都市契約の変更について

(1) 概要

アジアパラ競技大会開催都市契約（付属文書C）で定められている競技名について、今後のチケット販売等で開催都市契約に記載されている正式な競技名で展開していくにあたり、アジア競技大会の実施競技との混同を防ぐため、以下のとおり変更する。

(2) 変更内容（下線部を変更）

Appendix C

No.	Code	Sport	No.	Code	Sport
1	AR	Para Archery	10	SH	Shooting Para Sport
2	AT	Para Athletics	11	SV	Sitting Volleyball
3	BA	Para Badminton	12	SW	Para Swimming
4	BO	Boccia	13	TT	<u>Para</u> Table Tennis
5	CY	Para Cycling	14	TK	Para Taekwondo
6	FB	Blind Football	15	WB	Wheelchair Basketball
7	GB	Goalball	16	PF	Para Fencing
8	JU	<u>Para</u> Judo	17	WR	Wheelchair Rugby
9	PO	Para Powerlifting	18	WT	Wheelchair Tennis

付属文書 C

No.	コード	競 技	No.	コード	競 技
1	AR	<u>パラ</u> アーチェリー	10	SH	<u>パラ</u> 射撃
2	AT	パラ陸上競技	11	SV	座位バレーボール
3	BA	<u>パラ</u> バドミントン	12	SW	<u>パラ</u> 水泳
4	BO	ボッチャ	13	TT	<u>パラ</u> 卓球
5	CY	<u>パラ</u> 自転車競技	14	TK	<u>パラ</u> テコンドー
6	FB	ブラインドフットボール	15	WB	車いすバスケットボール
7	GB	ゴールボール	16	PF	パラフェンシング
8	JU	<u>パラ</u> 柔道	17	WR	車いすラグビー
9	PO	<u>パラ</u> パワーリフティング	18	WT	車いすテニス

(3) 備考

2025年12月1日（月）より適用する。

報告事項3 競技ピクトグラムの制作について

第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）及び第5回アジアパラ競技大会（2026/愛知・名古屋）の競技ピクトグラムを制作したので、資料3のとおり報告する。

競技ピクトグラムについて

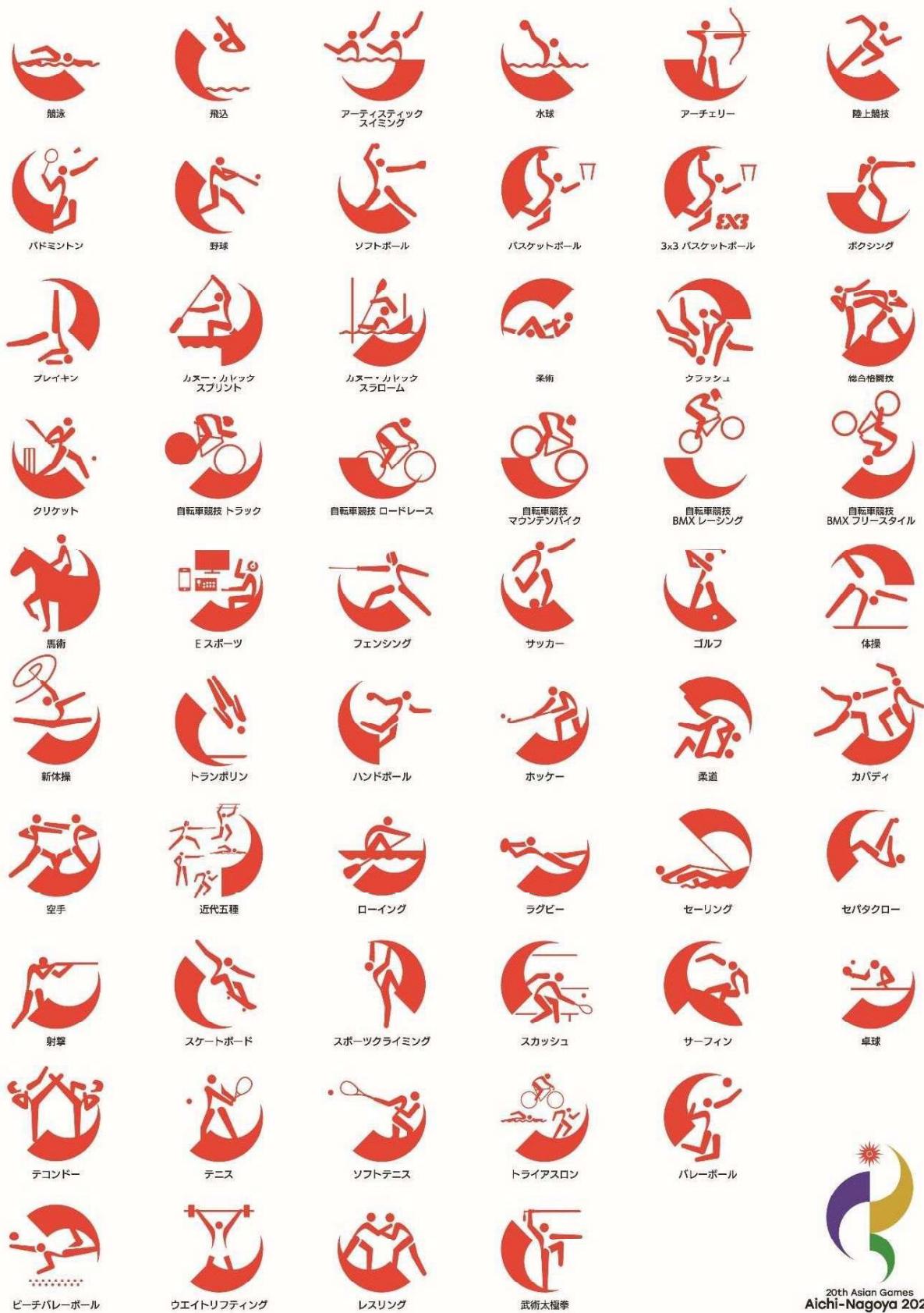
1 競技ピクトグラムとは

ピクトグラムとは、言語によらず情報を伝えるための視覚的な図形や記号のこと。

競技ピクトグラムは各競技を視覚的に表したもので、参加国の言語の壁を越えて「情報伝達」の役割を果たすだけでなく、大会のイメージを伝える「装飾」の役割を持つデザインの一つとして、会場装飾や様々な制作物に用いられる。

2 競技ピクトグラム一覧

■第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）(57種類)



20th Asian Games
Aichi-Nagoya 2026

■第5回アジアパラ競技大会（2026/愛知・名古屋）（19種類）



パラアーチェリー



パラ陸上競技



パラバドミントン



ボッチャ



パラ自転車競技
トラック



パラ自転車競技
ロードレース



ブラインドフットボール



ゴールボール



パラ柔道



パラパワーリフティング



パラ射撃



座位バレーボール



パラ水泳



パラ卓球



パラテコンドー



車いすバスケットボール



パラフェンシング



車いすラグビー



車いすテニス



5th Asian Para Games
Aichi-Nagoya 2026

3 コンセプト

Resonate as One 共に響きあう

愛知・名古屋 2026 大会の競技ピクトグラムは、ピクトグラム本来の役割を果たすためにデザインはシンプルであることを前提に、大会エンブレムに用いられている円弧「グローリーブリッジ」をデザインに採り入れることで、アスリートのもつ躍動感や力強さ、スポーツの疾走感や「動き」を表現しました。また、「グローリーブリッジ」とアスリートのシルエットを繋げることで、両大会のスローガンにも通じる「調和」や「団結」といった想いも込めました。

個々のピクトグラムに共通のデザイン要素が加わることで、全体的にも統一感が生まれ、「共に響きあう」デザインとなっています。



IMAGINE ONE ASIA
ここで、ひとつに。



5th Asian Para Games
Aichi-Nagoya 2026

IMAGINE ONE HEART
ここを、ひとつに。



4 制作過程

- 専門家（アドバイザー）の助言を受けながら、組織委員会でデザイン案を制作

＜競技ピクトグラム制作アドバイザー＞

廣村 正彰 氏	東京 2020 大会 競技ピクトグラム制作者
宮下 浩 氏	愛知・名古屋 2026 大会 大会エンブレム制作者

- 各競技連盟（N F / A F / I F）やO C A及びA P Cにデザイン案を提示し、それぞれの意見や要望を踏まえてデザインを調整
- 調整後のデザインについて、O C A及びA P Cから承認を得て完成

5 発表

- 第 20 回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）及び第 5 回アジアパラ競技大会（2026/愛知・名古屋）の大会 1 年前イベントにおいて、それぞれの競技ピクトグラムを発表

■第20回アジア競技大会



2025年9月23日(火・祝)

久屋大通公園 中部電力 MIRAI TOWER

■第5回アジアパラ競技大会



2025年10月18日(土)

JRゲートタワーイベントスペース

報告事項4 名誉顧問及び特別顧問の決定について

名誉顧問及び特別顧問として、以下の者を決定した。

(敬称略)

役職名	氏名	所属等
名誉顧問	松本 洋平	文部科学大臣
名誉顧問	河合 純一	スポーツ庁長官
特別顧問	山本 亜士	名古屋商工会議所相談役

報告事項5 顧問の決定について

顧問として、以下の者を決定した。

(敬称略)

役職名	氏名	所属等
顧問	阿部 守一	全国知事会会長
顧問	棚野 孝夫	全国町村会会长
顧問	藏内 勇夫	全国都道府県議会議長会会长
顧問	中本 正廣	全国町村議会議長会会长
顧問	内藤 弘康	リンナイ株式会社代表取締役社長
顧問	宮崎 直樹	中部経済同友会直前代表幹事
顧問	盛田 淳夫	中部経済同友会特別幹事
顧問	加留部 淳	中部経済同友会特別幹事
顧問	尾堂 真一	中部経済同友会特別幹事
顧問	天野 源之	中部経済同友会特別幹事
顧問	西川 厚志	衆議院議員
顧問	大嶽 理恵	衆議院議員
顧問	小山 千帆	衆議院議員
顧問	松田 功	衆議院議員
顧問	日野さりあ	衆議院議員
顧問	丹野みどり	衆議院議員
顧問	河村たかし	衆議院議員
顧問	岡本 充功	衆議院議員
顧問	藤原 規眞	衆議院議員
顧問	竹上 裕子	衆議院議員
顧問	酒井 庸行	参議院議員
顧問	上田 勇	参議院議員
顧問	水野 孝一	参議院議員
顧問	杉本 純子	参議院議員
顧問	伊藤 辰夫	参議院議員
顧問	郡山りょう	参議院議員

報告事項6 参与の決定について

参与として、以下の者を決定した。

(敬称略)

役職名	氏名	所属等
参与	栗木 晴久	愛知県公立高等学校長会会長
参与	林 泰敬	東海テレビ放送株式会社代表取締役社長
参与	黒崎 太郎	中京テレビ放送株式会社代表取締役社長
参与	坂本 和優	中部経済新聞社代表取締役社長
参与	清水 伸司	名古屋テレビ放送株式会社代表取締役社長